

阿賀野市告示第40号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年3月3日

阿賀野市長 加藤 博 幸

1 都市計画の種類

阿賀野都市計画道路（阿賀野市決定）

2 変更路線

- 3・4・15 寺社保田久保線
- 3・4・16 横町門前線
- 3・4・17 栄町門前竜下線
- 3・4・18 横町城の内竜下線

3 縦覧場所

阿賀野市岡山町10番15号

阿賀野市役所 建設課